


所管部課	子育て支援部子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市子ども家庭支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市子ども家庭支援センター条例 東大和市子ども家庭支援センター一時保育事業実施規則			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>(1) 子ども家庭支援センターで実施している「一時保育事業」の事業名称を、当該事業の根拠法令である児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」と改正するものである。</p> <p>(2) 施行期日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 児童福祉法に規定する名称との整合性を図ることができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>(1) 平成17年4月 子ども家庭支援センターが現在の場所に移転、定員5人で名称を「一時保育事業」とし、狭山保育園分室として開始。</p> <p>(2) 平成22年4月 定員を10名に増員して実施。</p> <p>※文書課審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議審議後、改正の手続きを速やかに進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。